

# 令和8年度

## 建設工事等入札参加資格審査申請要領（追加申請・業種の追加を含む）

### （建設工事）

〒747-8501  
防府市契約課管理係  
防府市寿町7番1号  
TEL 0835-25-2177（直通）

令和8年度において、防府市（防府市上下水道局を含む。）への建設工事等競争入札参加資格審査申請を希望される方は、下記の事項に留意の上、申請してください。

#### 記

- 1 受付期間 令和8年2月2日（月）から同月27日（金）まで
- 2 登録フォームの掲載場所 【防府市ホームページ】  
〈 建設工事等（測量・建設コンサルタント等含む）入札参加資格審査追加申請の受付を実施します（2月2日～2月27日受付） 〉  
<https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/118/koujisikakusinnsei-tsuika8.html>
- 3 申請方法 登録フォームからの申請  
※登録フォームに必要な事項を入力し、申請書類を添付して提出してください。  
※パソコン環境等により、登録フォームからの申請ができない場合は契約課に御相談ください。  
※必要に応じて送信前にデータを保存しておいてください。  
※提出期限の翌日以降の申請は一切受け付けませんので、御注意ください。  
※申請において正常に受付・登録された場合は、登録フォームに入力されたメールアドレスに申請を受け付けた旨のメールを送信します。申請が出来ているかのお問い合わせは、御遠慮ください。
- 4 資 格 建設業法第2条第3項に規定する建設業者
- 5 様 式 防府市独自様式（国の様式で一部代替可能）  
・最新の様式を使用してください。  
・様式は防府市契約課ホームページ  
<https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/118/koujisikakusinnsei-tsuika8.html> からダウンロードできます。
- 6 基準日 最新の経営事項審査による審査基準日
- 7 業者区分

業者区分	業者区分の説明
市内業者	市内に主たる営業所を有する業者
準市内業者	市内に営業所等を有し、かつ防府市で法人市民税が課税されている業者
市外業者	市内業者及び準市内業者に該当しない業者

- 8 申請書類  
申請書類は次の（1）～（13）のとおりですが、「7 業者区分」に応じ、提出書類が一部異なります。また、提出の不要・省略可能な書類及び、国の様式での代替可能な書類もあります。  
詳しくはP5～P7の「申請書類の記載要領等について」及びP8の「申請書類一覧表」で説明していますので、必ずお読みください。

- (1) 市内の営業所等の写真
  - (2) 技術者経歴書 (第7号様式)
  - (3) 建設業の許可証明書又は許可通知書の写し
  - (4) 誓約書 (第11号様式)
  - (5) 暴力団等の排除に関する誓約書 (第18号様式)
  - (6) 登記事項証明書 (商業登記簿謄本)
  - (7) 総合評定値通知書の写し
  - (8) 防府市税の納税証明書 (滞納のないことの証明) (法人・法人の代表者・個人)
  - (9) 課税・納税状況調査に関する同意書
  - (10) 国税の納税証明書 (未納税額のないことの証明)
  - (11) 使用印鑑届 (第10号様式)
  - (12) 委任状 (支店等委任) (第9号様式)
  - (13) 一般事業主行動計画策定の届出の写し
- 9 申請後に審査事項に変更があった場合 (審査事項の変更届)
- 申請書を提出後、次の事項について変更があった場合には、速やかに登録フォームから申請してください。

事 項	関 係 書 類 (添付する書類)
許可番号又は許可年月日	許可通知書の写し
商号又は名称	法人である者に限り登記事項証明書 (商業登記簿抄本) (代理人を定めていれば、別途委任状を添付してください。)
代表者の氏名	個人の場合は誓約書 (第11号様式) 法人の場合は、登記事項証明書 (商業登記簿抄本) (代理人を定めていれば、別途委任状を添付してください。) 暴力団等の排除に関する誓約書 (第18号様式) 代表者の防府市税の「滞納のないことの証明書」 (代表者が防府市に住所を有する場合)
営業所の名称又は所在地	法人である者に限り登記事項証明書 (商業登記簿抄本) (市町村合併による所在地の変更は、届出の必要はありません。営業所名の変更を伴う場合は、登録フォームに入力して下さい。) (代理人を定めていれば、別途委任状を添付してください。)
使用印鑑	使用印鑑届 (第10号様式)
代理人	委任状 (第9号様式) (任意様式可)
電話番号又はファックス番号	添付書類なし
親会社・子会社等の資本関係の有無、役員等の兼任の有無	資本関係・人的関係に関する調書 (第16号様式)

※ 提出の際は、P9～P10「申請後の変更等に伴う提出書類一覧」で確認してください。

#### 10 資格の承継承認申請

資格の認定後、次の(1)から(6)までに該当することとなった場合に、その承継人が引き続き入札参加資格を承継することを希望するときには、新規に許可を受けた後、速やかに第13号様式の「競争入札参加資格承継承認申請書」を登録フォームから提出してください。承継承認申請書には「経営事項引継書」(第14号様式)を添付してください。

なお、承継承認申請書が提出されないときは、資格を承継することができませんので注意してください。

- (1) 個人が死亡したときは、その相続人
- (2) 個人が法人を設立したときは、その法人
- (3) 個人又は法人が廃業したときは、その営業を譲り受けた者
- (4) 法人が合併したときは、合併後存続する法人若しくは合併によって設立した法人
- (5) 法人が会社分割したときは、その分割によりその事業を引き継いだ法人

- (6) 個人又は法人が企業組合又は協業組合を設立したときは、その企業組合又は協業組合  
・承継承認申請書には次の書類を添付してください(上記(3)又は(4)に該当し、譲渡契約書等で資産の承継状況が確認できる場合は、③は不要)。

- ① 建設業の許可通知書の写し
- ② 法人の場合は登記事項証明書(商業登記簿謄本)、個人の場合は代表者の誓約書(第11号様式)
- ③ 被承継人の終了貸借対照表・損益計算書と承継人の開始貸借対照表
- ④ 委任状(第9号様式)(任意様式可)(委任がある場合のみ提出)
- ⑤ 営業譲渡の場合は、譲渡協定書等譲渡内容が確認できるもの
- ⑥ 合併の場合は、合併契約書の写し
- ⑦ 使用印鑑届(第10号様式)
- ⑧ 暴力団等の排除に関する誓約書(第18号様式)
- ⑨ 納税証明書(防府市税の「滞納のないことの証明書」(法人・個人・法人の代表者)  
国税の納税証明書「未納税額のないことの証明」(法人「その3の3」・個人「その3の2」)  
市内業者及び準市内業者にあつては課税・納税状況調査に関する同意書  
※ 承継するものが既に令和7・8年度防府市建設工事等競争入札参加資格を有している場合は必要ありません。

#### 1.1 更生(再生)手続開始の決定を受けた会社等の特例

会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生(再生)手続開始の日を審査基準日として入札参加資格の審査を行います。この場合において、既に入札参加資格を有している時は、次の書類を添付の上、競争入札参加資格再審査申請書(第15号様式)により、資格の再認定を申し出てください。登録フォームから提出してください。

なお、再認定を受けていないときは、入札参加資格の確認ができませんので御注意ください。

- ① 裁判所による更生(再生)手続開始の決定書の写し
- ② 委任状(第9号様式)(任意様式可)(委任がある場合のみ提出)
- ③ 更生手続開始の決定時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類
- ④ 更生(再生)手続開始の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書の写し
- ⑤ 技術職員名簿及び社会性等の状況を示す資料(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第19条の7別記様式第25号の11別紙2及び3に準ずるものをいう。)
- ⑥ 貸借対照表及び損益計算書(前記の経営事項審査申請の際に添付したものの写し)

※ 提出に際し、不明な点があればお尋ねください。

**※ 原則として電子入札の登録がない業者は入札に参加できませんので、未登録の業者は速やかに登録をお願いします。**

# 前回申請からの変更点等

令和7・8年度建設工事等競争入札参加資格審査申請受付（令和7年2月受付）から申請書類を一部廃止していますので御注意ください。

## （1）申請書類の廃止について

以下の様式については登録フォームに直接入力することとなるため、様式を廃止します。

- ・資本関係・人的関係に関する調書（第16号様式）  
※変更届を提出する場合は、資本関係・人的関係に関する調書（第16号様式）を記載のうえ、登録フォームに添付し提出して下さい。
- ・資格技術者数調付表（第6号様式（その2））

# 申請書類の記載要領等について

申請書提出にあたり、記入方法、提出方法等の注意事項を列記していますので、よくお読みいただき、提出くださいますようお願いいたします。

## (全様式共通事項)

登記簿に記載の本社とは異なる営業所を「主たる営業所」とする場合は、各様式の住所記載欄で（主たる営業所）と記載する等、その旨がわかるように記載してください。

### (1) 市内の営業所の写真

- ・市内業者及び市外業者は提出不要です。  
※ 写真は事業所等の名称が分かるように、看板等が写るように撮影してください。

### (2) 技術者経歴書（第7号様式）

- ・準市内業者及び市外業者は提出不要です。
- ・本様式と同等の内容を具備していれば、任意様式でも代替可能です。

### (3) 建設業の許可証明書又は許可通知書の写し

- ・直近の許可証明書又は許可通知書の写しを提出してください。

### (4) 誓約書（第11号様式）

- ・個人の場合（法人でない場合）のみ提出してください。

### (5) 暴力団等の排除に関する誓約書（第18号様式）

- ・代表者の生年月日は、M（明治）・T（大正）・S（昭和）・H（平成）のいずれかを○で囲み、年月日を記入してください。
- ・代表者氏名にはフリガナを記入してください。

### (6) 登記事項証明書（商業登記簿謄本）

**防府市役所本館1階に法務局証明サービスセンターがあります。**

- ・法人の場合のみ提出してください。

### (7) 総合評定値通知書の写し

- ・令和6年7月1日以降の審査基準日で最新のものがが必要です。  
※ 入札参加資格新審査申請期間中に有効な通知書の写しを提出できない場合は、申請中で提出済みの総合評定値請求書（審査行政庁の受付印のあるものに限る。）の写しでも可とします。ただし、総合評定値通知書受領後は、速やかに通知書の写しを提出してください。（原則として、令和8年3月末までに提出のこと。）

・有効期限（審査基準日の1年7ヶ月後）が切れた場合は、公共工事の元請になれない場合がありますので、新しいものが届き次第、写しを提出してください。

- ・申請日時点での最新の総合評定値通知書において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「有」又は「除外」となっていることが申請の条件となります。ただし、最新の総合評定値通知書において加入状況が「無」であっても、その後加入した場合や適用除外となった場合には、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収書等）を別途提出すれば申請できるものとします。

### (8) 防府市税の納税証明書（滞納のないことの証明）

**防府市役所本館1階④番証明書窓口又は3階課税課窓口及び各出張所で発行**

【法人・個人】

- ・市内業者及び準市内業者は、法人又は個人の証明書が必要です。

【法人の代表者】

- ・法人の代表者が防府市に住所を有する場合は、法人の代表者の証明書が必要です。  
※ 代表取締役等を複数登記されている場合、防府市に住所を有する全ての方の証明を添付してください。

◇防府市税に関する証明書発行について

※ 申請書、委任状は、別紙様式を御利用ください。

・申請人の本人確認

申請人の本人確認が必要になります。窓口にお越しの際は必ず、運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等、公的機関が発行した、本人確認ができるものをお持ちください。

・代理人が申請する場合

代理人の本人確認ができるものをお持ちください。

法人の「滞納のないことの証明書」が必要な場合は、申請書に法人代表者印が必要です。

個人（法人代表者）の「滞納のないことの証明書」が必要な場合は、同一世帯以外（住民票の世帯が別の人）が申請する場合は、申請書のほかに委任状（すべて本人の直筆で記入されたもの）が必要です。詳しくは、記入例を参照してください。

・納税後2週間以内に証明書を申請する場合

納付したことを確認できる書類が必要になります。窓口にお越しの際は、納付時の領収書（領収日付印のあるもの）又は口座引落とし済みの通帳のコピーをお持ちください。

**(9) 課税・納税状況調査に関する同意書**

・市内に支店・営業所等がある場合は必ず提出してください。

(防府市内に営業所等がない場合は提出不要です。)

**(10) 国税の納税証明書（未納税額のないことの証明）税務署で発行**

・個人にあつては、所得税並びに消費税及び地方消費税について必要です。（その3の2）

・法人にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税について必要です。（その3の3）

**(11) 使用印鑑届（第10号様式）**

・物体による印章を用いて陰影が鮮明となるよう押印してください。

・原寸大かつ照合に適する程度の解像度（600dpi程度）で様式をスキャンしてください。

・押印された印鑑は、入札、見積り、契約、引渡し及び代金の請求・領収の専用印となります。代表者（受任者）であることが確認できる印鑑としてください。

**(12) 委任状（支店等委任）（第9号様式）**

・任意様式で代替可能です。（受任者の使用印を押印してください。）

・物体による印章を用いて陰影が鮮明となるよう押印してください。

・原寸大かつ照合に適する程度の解像度（600dpi程度）で様式をスキャンしてください。

・入札及び契約事務等を支店及び営業所等へ委任される場合に提出してください。

・委任期間は登録期間であれば、任意の期間が設定できます。最長は令和8年4月1日から令和9年3月31日となります。

**(13) 一般事業主行動計画策定の届出の写し**

市内業者にあつて、「土木一式工事」、「建築一式工事」、「造園工事」、「電気工事」、「管工事」の許可を有する者が対象です。申請日時時点で次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項の規定又は同条第4項の規定により届出を行っている者は、同法施行規則第1条の2又は第2条の規定により都道府県労働局長へ提出した一般事業主行動計画策定届の写しを提出してください。（ただし、申請日時時点で計画期間中であるものに限る。）

**【一般事業主行動計画策定届等についての問合せ先】**

山口労働局雇用環境・均等室

所在地 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館

TEL 083-995-0390

**【相談窓口】**

次世代育成支援対策推進センター

山口県経営者協会

TEL 083-922-0888

山口県中小企業団体中央会

TEL 083-922-2606

## その他注意事項

- ・記載内容について確認が必要な場合は、別途関係書類の提出等を求めることがあります。
- ・申請書等に虚偽の記載をし、又は重要な事項を記載しなかった場合は入札参加資格を認定しないことがあります、また、認定を受けた後でそれらの事実が判明した場合には認定を取り消すことがありますので、十分に注意をしてください。
- ・申請が受け付けられても、必ずしも入札（見積合せ）に指名されるとは限りません。

- ① 防府市税については、課税されているのに未納（滞納）のないことを示す証明書を添付できない場合は申請書の受理はいたしますが、指名については留保いたしますので御注意ください。  
なお、完納された時点で速やかに未納（滞納）のないことを示す証明書を提出してください。
- ② スキャンしたものを添付する場合は、文書等の記載内容が容易に判別できる解像度にしてください。
- ③ メールアドレス欄については、スマートフォンのアドレスは記入しないでください。
- ④ 納税証明書、登記簿等の証明書は基準日（受付日の直前の日）から前3か月以内に証明されたものに限りません。
- ⑤ 市内業者については資格審査結果通知書を4月頃（予定）に電子メールで送付します。
- ⑥ 準市内業者及び市外業者については、審査結果通知書は送付いたしません。  
4月頃（予定）に入札参加資格者名簿を防府市契約課ホームページに掲載しますので、それにより確認して下さい。

※ P8「申請書類一覧表」で各書類を確認の上、提出をお願いします。

## 申請書類一覧表

番号	様式名	市内業者	準市内業者	市外業者	確認
1	市内の営業所等の写真	—	○	—	
2	技術者経歴書（第7号様式）	○	—	—	
3	建設業の許可証明書又は許可通知書の写し	○	○	○	
4	誓約書（個人のみ）（第11号様式）	○	○	○	
5	暴力団等の排除に関する誓約書（第18号様式）	○	○	○	
6	登記事項証明書（商業登記簿謄本）（法人のみ）	○	○	○	
7	総合評定値通知書の写し	○	○	○	
8	市税の納税証明書 防府市税「滞納のないことの証明」				
	・法人又は個人	○	○	—	
	・法人の代表者	●	●	●	
9	課税・納税状況調査に関する同意書	○	○		
10	国税の納税証明書 「未納税額のないことの証明」				
	・法人の場合は法人税と消費税及び地方消費税（その3の3） ・個人の場合は所得税と消費税及び地方消費税（その3の2）	○	○	○	
11	使用印鑑届（第10号様式）	○	○	○	
12	委任状（支店等委任）（第9号様式） ※任意様式で代替可能	—	△	△	
13	一般事業主行動計画策定の届出の写し	●	—	—	

- (注) 1 ○は、必ず提出しなければならない書類です。  
 2 ●は、該当する場合には提出しなければならない書類です。  
 3 △は、場合により省略できる書類です。

## 申請後の変更等に伴う提出書類一覧

番号	様式名	資格の登録内容の変更							資格の承継承認申請
		許可番号又は許可年月日	商号又は名称	代表者の氏名	営業所等の名称又は所在地	使用印鑑	代理人	資本関係・人的関係	
1	競争入札参加資格承継承認申請書（第13号様式）								○
2	経営事項引継書（第14号様式）								○
3	許可証明書又は許可通知書の写し	○							○
4	資本関係・人的関係に関する調書（第16号様式）							○	
5	登記事項証明書（商業登記簿抄本）（法人のみ）		○	○	○				○
6	誓約書（個人のみ）（第11号様式）			○					○
7	暴力団等の排除に関する誓約書（第18号様式）			○					○
8	市税の納税証明書 防府市税「滞納のないことの証明」								
	・法人又は個人			—					●
	・法人の代表者			●					●
9	国税の納税証明書 「未納税額のないことの証明」 ・法人の場合は法人税と消費税及び地方消費税（その3の3） ・個人の場合は所得税と消費税及び地方消費税（その3の2）								●
10	被継承人の終了貸借対照表・損益計算書と承継人の開始貸借対照表（注：場合による）								○

1 1	委任状（支店等委任） （第9号様式） ※任意様式で代替可能		△	△	△		○		△
1 2	譲渡協定書等内容が確認できるもの（営業譲渡の場合のみ）								○
1 3	合併契約書（合併の場合のみ）								○
1 4	使用印鑑届（第10号様式）		△	△	△		○		●

- (注) 1 ○は、必ず提出しなければならない書類です。  
2 ●は、該当する場合には提出しなければならない書類です。  
3 △は、場合により省略できる書類です。  
4 総合評定値通知書については、有効期限（審査基準日の1年7ヶ月後）が切れるときに更新された通知書の写しを提出してください。